

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付に代えて、その内容が京都市南区上鳥羽川端町71番地の1にある掲示板に掲示されています。

平成26年2月27日

京都市長 門川大作

通知を受けるべき者の氏名及び住所	
株式会社 佐伯建築研究所	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 729番地丸物百貨店内

（建設局都市整備部整備推進課）